

**令和6年度 未利用食材活用マッチング支援業務委託【アンケート調査】
公募型プロポーザル実施要領**

1 目 的

本業務は、未利用食材（食品ロス）※¹を活用したアップサイクル※²の取組を促進するため、未利用食材の供給企業と活用企業のマッチングを支援することを目的とする。

本業務では、未利用食材の発生実態及び活用意向を把握するための全県調査を実施する。

なお、本業務では、以下のとおり定義する。

※1 未利用食材（食品ロス）：食材・食品の生産・加工・製造・流通・販売の際に発生する本来の目的や用途には使用されず、廃棄されるか、十分に活用されないものでアップサイクルによる活用の可能性があるもの（非可食部を含む）。

※2 アップサイクル：未利用食材（食品ロス）に価値を高める加工を施し、新たな製品（食品以外を含む）を生み出すこと。

2 概 要

（1）業務名

令和6年度 未利用食材活用マッチング支援業務委託【アンケート調査】

（2）業務内容

別紙「令和6年度 未利用食材活用マッチング支援業務委託【アンケート調査】 仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりに

（3）業務期間

委託契約締結日から令和6年8月30日（金）まで

（4）見積上限額

金1,600,000円（消費税額及び地方消費税額を含む）を見積金額の上限とする。

※仕様書記載の業務を実施するために必要な一切の経費を含む。

※この金額は、契約時の予定価格を示すものではない。

※上限額を超えた者は失格とする。

（5）履行場所

静岡県内

3 参加資格

この手続きに参加できる者は、次に掲げる要件に該当する者とする。

（1）仕様書のとおりに未利用食材（食品ロス）に関するアンケート調査の実施が可能な者
また、次のいずれかに該当する事業者は応募できません。

（1）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始に申立てがなされている者（厚生手続開始の決定を受けている者を除く。）

（2）民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）

4 提出書類

- | | |
|-----------------------------------|----|
| (1) 公募型プロポーザル参加申込書【様式1】 | 1部 |
| (2) 反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書【様式2】 | 1部 |
| (3) 見積書 | 1部 |
| (4) 提案企画書（任意様式） | 5部 |
| (5) 直近3ヵ年の決算資料（貸借対照表、損益計算書） | 5部 |
| (6) 会社案内等の事業概要が分かるパンフレット類等 | 5部 |

なお、提案企画書の内容は、仕様書に沿った企画内容の他、6選定（2）に規定する審査基準の内容を含むこと。

5 提出書類の受領期限及び提出方法、提出先

(1) 受領期限

- | | |
|----------------|------------------|
| 上記4 提出書類（1）（2） | 令和6年5月29日（水）午後5時 |
| （3）～（6） | 令和6年6月5日（水）午後5時 |

(2) 提出方法

郵送または持参

(3) 提出先

公益財団法人静岡県産業振興財団 フーズ・ヘルスケアオープンイノベーションセンター プロジェクト推進部 宛
〒420-0853
静岡県静岡市葵区追手町44-1 静岡県産業経済会館2階

6 選 定

(1) 選定方法

選定は、公益財団法人静岡県産業振興財団フーズ・ヘルスケアオープンイノベーションセンター内に設置する審査会において、審査基準に基づき実施する。

(2) 審査基準

項 目	審査の観点	配点
1 調査企業の抽出	・ マッチングの実現性が高い企業を調査対象として抽出可能な方法であるか	5
2 調査票の作成	・ マッチングの実現性を高める情報を得ることが可能な調査票の作成方法であるか	5
3 調査票の発送・回収	・ 効率的かつ回収率を高められる発送・回収方法になっているか	3
4 創意工夫の取組	・ 創意工夫の取組がマッチングの実現性を高めることに有効な回答を多く得られる内容になっているか	5
5 同様の事業実績	・ 同様の調査実績があるか	5
6 実施能力・体制	・ 事業遂行可能な能力及び体制を確保しているか	5
7 見積書の妥当性	・ 見積積算が提案内容に応じた妥当な内容か	3

(3) 結果通知

審査結果を決定次第、採用の可否のみを応募者全員に文書にて通知する。

7 契約方法

提案内容に沿って、契約についての協議・調整を行った上で、(公財)静岡県産業振興財団と選定された者の双方が合意に至った場合に業務委託契約を締結する。

なお、提案内容の具体的仕様については、契約時までにはすべてを確定させることが困難な場合は、確定できる部分を除き、企画案ベースの仕様で契約を締結することとし、当該部分については、両者の協議により確定させることがある。

8 その他

- (1) 提案書類は返却しない。
- (2) 企画提案に係る一切の費用は、申請者の負担とする。

9 問合せ先

公益財団法人静岡県産業振興財団 フーズ・ヘルスケアオープンイノベーションセンター プロジェクト推進部 丸山
〒420-0853

静岡県静岡市葵区追手町 44-1 静岡県産業経済会館 2階

TEL : 054-254-4513 FAX : 054-253-0019

E-mail : newfoods@ric-shizuoka.or.jp